慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三三九〕 代表取締役が会社所有の土地を不当に安い賃料で自己の実質的に経営する会社に貸しつけたことにより株主は配当受領可能金額につき侵害を受けたとして、当該代表取締役に商法二六六条ノ三の責任を認めた事例 (福岡地裁昭和六二年一〇月二八日判決)
Sub Title	
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.1 (1994. 1) ,p.118- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940128-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三三九〕

代表取締役が会社所有の土地を不当に安い賃料で自己の実質的に経営する会社に貸しつけたことにより株主は配当受領可能金額につき侵害を受けたとして、当該代表取締役に商法二六六条ノ三の責任を認めた事例

（福岡地判昭和六二・一〇・二八
昭和五七ワ八六一号
損害賠償請求事件
判時一二八七号一四八頁）

〔判示事項〕

被告には少なくとも重過失による忠実義務違反があり、商法二六六条ノ三第一項に基づき、右義務違反により原告らが被った損害を賠償すべき義務がある。

〔参照条文〕

商法二六六条ノ三

〔事　実〕

訴外A株式会社は昭和五年一〇月二日劇場及び付属品の賞与等を目的とし、資本金二万五〇〇〇円、一株の金額五〇円、発行済株式総数五〇〇株で設立された株式会社である。被告Yは昭和四一年以降A株式会社の発行済株式総数五〇〇株のうち実質的に三七七株を取得し、昭和四一年四月六日A株式会社の代表取締役に就任し、昭和四六年八月以降、A株式会社の役員はすべてYとその親族で占めるに至った。他方、訴外B有限会社は昭和三〇年一月五日に設立され、A株式会社所有の劇場を借り受けてその目的であるところの映画興業を行っていたが、Yは昭和三二年八月ごろその営業を譲り受けると共に、B有限会社の持分の全部を譲り受け、B有限会社の代表取締役に就任した。同社は昭和四一年七月に目的を変更し、昭和四五年ごろから劇場での映画興業をやめ同建物を取り壊し、その跡地（本件土地）に貸店舗ビルを建築することを計画し始めた。昭和四六年五月一〇日、B有限会社の代表取締役がYからYの妻に代わ

った。昭和四七年二月一四日のA株式会社取締役会において、本件土地をB有限会社に貸店舗ビル用地として賃貸することについての承認手続を経て、A株式会社とB有限会社間で本件賃貸借契約が締結された。

B有限会社は昭和四七年一一月頃本件土地上に店舗ビルを建築し、これをスーパーマーケット等に賃貸しているが、昭和四七年から昭和六〇年に至るA所有土地の賃料額はA株式会社の役員報酬、公租公課、雑費等その全支出とほぼ同額であって、他に格別の収入のないA株式会社においては、株主が右賃料収入から利益配当を受ける余地はなかった。しかしながら、本件賃貸借契約の締結にあたり、Yは株主に対し従前株主に配布されていた劇場招待券については、Y個人で経営する劇場の招待券を配布する旨を説明し、株主もこの招待状の配布を受けられれば格別利益配当を受けなくてもよいとして、それ以後も異議は出ず、昭和五五年八月まで招待券の配布は続いたが、そのころ劇場閉鎖のため招待券の配布をしなくなったため、Xら株主から批判の声が出るようになった。

Xらは、Yの株式会社支配の強化及び会社財産の私物化について述べた後、極めて安い賃料で自らが事実上経営するB有限会社に本件土地を使用させ、またその状態を改善することなく長年にわたり放置していることは、A株式会社の代表取締役に課された忠実義務に反するものであり、また、被告はそのことを十分に承知しているといわなければならないから、商法二六六条ノ三第一項に基づき、右任務懈怠につきXら（その前主を含む）が被った損害を賠償する義務があり、適正賃料で賃貸した場合における昭和四七年度から六一年度までの配当受領可能金額がXら（その前主を含む）の被った損害であると主張した。それに対して、Yは、本件のような事案は代表訴訟によって解決すべきであり、Xら各自に独立の損害賠償請求権を認める必要はないと主張した。

〔判　旨〕

請求一部認容。

一　本件は代表訴訟によるべきであるとの被告の主張に対して、「Xらの主張によれば、A株式会社がYの任務懈怠により得べかりし賃料収入相当の損害を被り、ひいては株主たるXらも該賃料収入から算出される配当受領可能額相当の損害を受けたというものであるから、A株式会社がYから右損害を回復すれば株主たるXらの損害も回復される関係にあることは明らかであり、かかる事案の解決のために右の代表訴訟が一般論として有効であることは否定できない。しかしながら、後に認定するようなA株式会社の沿革及び実体並びにYの行為を考慮すれば、XらがYに対し代表訴訟によって右責任を追及したとしても、A株式会社の大株主で代表取締役でもあるYは、Xら少数株主が右損害を現実に回復するについて、あらゆる方策を用いてそれを妨げるであろうことは容易に予測しうるところであるから、右の代表訴訟によって、商法二六六条の三第一項に基づく本件

訴訟と同様の結果を期待できるとはいい難い。また、Xら株主とA株式会社がそれぞれYに対して有する損害賠償請求権の関係については、前記損害の性質に徴し、不真正連帯債権と解して差し支えない。」

二　原告の主張に対して、

「YがA株式会社の代表取締役として、B有限会社に対し、本件土地を当初極めて安い賃料で賃貸した行為についてはもとより、その後昭和五五年まで前記のような賃料の改定しか行わなかった点についても、いまだ会社の代表取締役に課された忠実義務違反があるとまではいうことはできないが、昭和五六年以降招待券の配布をせず、Xら株主からの批判の声を無視し、自らが事実上経営するB有限会社に対し、適正な賃料増額を要求せず、株主に対する利益配当が可能な状態への努力を怠ってきた点については、反証のない以上、少なくとも重過失による忠実義務違反があるといわなければならないから、Yは、商法二六六条ノ三第一項に基づき、右義務違反によりXら（その前主を含む）が被った損害を賠償すべき義務がある。……A株式会社が本件土地をB有限会社に対し前記適正賃料で賃貸した場合における配当受領可能金額が、被告の義務違反によりXら（その前主を含む）の被った損害となるものと認めるのが相当である。」

〔研　究〕

一　取締役と会社の関係は委任に関する規定に従い（商法二五四条三項）、取締役はその業務執行をなすにあたり会社に対して善管注意義務（民法六四四条）・忠実義務（商法二五四条ノ三）を負うが、取締役がその業務執行を行うにつき悪意または重大な過失がある場合においては第三者に対してもまた責任を負う（商法二六六条ノ三第一項）。この取締役の第三者責任は、財産的基盤の薄弱な会社に対して責任を追及することが困難である場合に、会社とは名ばかりで実質はその会社の所有者である取締役に直接責任を追及するという途を与えるのに有用であったために、法人格否認の法理のような一般条項を使うことなく、この条文によって同じ効果をねらうことがしばしば行われた。したがって、この規定に関する判例は極めて多岐にわたる。

本件では、取締役の行った不当な業務執行により利益配当を受けられない状態に至った株主の請求が認められるかが争点となり、判決は、結論としてはこれを認めた。しかしながら、商法二六六条ノ三第一項の法的性質をめぐっては複雑な対立が存し、「第三者」に株主を含むのか、あるいは、取締役に損害賠償を求められる範囲は第三者の受けた直接の損害に限るのか、会社が損害を受けたことにより第三者が被った間接の損害をも含むのかについても争いがある。株主の被った間接損害に関して責任を認めるかに関しては、株主代表訴訟制度（商法二六七条以下）との関係が問題となる。以上について、問題点の考察を試みる。

二　この規定の法的性質に関しては、昭和四四年最高裁大法廷

判決（最大判昭和四四・一一・二六民集二三巻一一号二一五〇頁）が文字通りリーディング・ケースにあたり、これは、第三者保護のための法が認めた特別の責任であると解し、取締役の悪意・重過失は取締役の任務懈怠に関して存すればよく、一般不法行為との競合を肯定し、第三者が被った直接的な損害はもとより、間接的な損害も含むとしており（取締役の任務懈怠行為と第三者の損害との間に相当因果関係があるかぎり取締役は責任を負うとして、直接・間接両損害をその射程距離に含めた）、これが学説では法定責任説につながる。これに対し、少数意見は、民法七〇九条の不法行為の特則であると説く説（取締役の地位の特殊性に基づき、一般不法行為に比してその責任軽減のための規定であり、第三者に対する加害行為について取締役の悪意・重過失を必要とし、一般不法行為との競合を否定し、第三者の受ける直接的な損害に限定されると解する）の立場に立っている。そして、この判決の当否をめぐって、これ以後の当該規定の解釈は展開していった（龍田・新注会(6)三〇二頁）。

しかしながら、学説はこれらの説の検討を通じて、更に修正を行い、ますます複雑化するに至った。例えば、一方では、法定責任説を修正して、①商法二六六条ノ三第一項は、会社債権者の間接損害についての特別規定と解し、株主の間接損害は株主の代表訴訟に、直接損害は一般的に不法行為の規定によると考えるもの、②間接損害に関しては取締役の悪意・重過失は取締役の任務懈怠について考え、直接損害に関しては第三者への加害行為について存することを要するとするものがあり、その適用範囲を一定の場合に画そうとする動きがあるのに対し、他方では、取締役の責任を強化するために法定された特種の不法行為責任であるとした特殊不法行為責任説もあり、この中には、株主に対する間接損害は株主の代表訴訟に委ねるべきとしてこれを適用範囲から除く考えもある（詳細については、久保・商法の争点Ⅰ一五四頁以下参照）。

すなわち、これらの判例・学説の状況にかんがみると、従来議論されてきた商法二六六条ノ三第一項の法的性質論からすべての理論上の問題点について、抽象的に答が導き出されるというわけではなく、具体的な事案の分析により妥当な結論とは何かが検証されるべきであって、単に第三者に株主が含まれるか、損害の範囲は何かの問題もそれぞれが独立して論じられるべきではなく、株主の直接損害、株主の間接損害の問題として考えるべきであると考える。

三　株主の直接損害・間接損害

株主の直接損害・間接損害は、取締役の責任の対象となるのか。現行商法一九三条二項の前身である昭和二五年改正前商法一四二条ノ二第二項に関する大審院昭和二年二月一〇日判決（民集六巻一号二〇頁）は、設立の翌年に代金四〇〇円で株式を取得した株主が、発起人の不当な設立手続により設立無効の訴訟が起こり株式が無価値となったことに対して発起人の責任を追及したものであるが、判決は当該規定の第三者の中に株主

を包含する旨判決したのであるが、これについての評釈はかくのごとく言う。すなわち、「会社においては会社の利益はすなわち株主の利益であって、発起人の任務解怠により会社に損害を生じたとしても、会社にして其賠償を得るならば即ち株主の利益も回復される訳であ」るから、株主としての資格に基づく損害ではなく、あとは第三者としての株主の請求を認めることができるかに帰着すると考えるのである（竹田・論叢一八巻一号一四七頁以下）。

更に、判例中には、会社とその株主は別人格であって会社財産の減少はただちに株主の損害とはいえないとするもの（大判昭和一二・二・一九新聞四一一四号一〇頁）、取締役の違法行為によって会社が損害を受けたとしても、そのことからただちに株主がその持株比率に対応した損害を被ったということはできず、このような場合の株主の救済策として株主の代位訴訟の規定を設けている旨を指摘するもの（東京地判昭和四三・八・二六タイムズ二二九号二七六頁）もあり、会社損害と連関する株主損害に関して損害賠償を認めるためには困難が多いことが見てとれる（しかしながら、東京地判昭和五六・六・一二判時一〇二三号一一六頁は、第三者に対する新株有利発行の際取締役の任務解怠により株式の価額が減少し株主が損害をうけたとして、その賠償を認めた）。

その点に関して、学説では一般に直接損害・間接損害の区別なく第三者に株主を含める立場が多いが、間接損害を受けた株主は第三者に含めるべきではないとする見解もまた有力である。大隅＝今井・会社法論中（第三版）二六九頁以下は、竹田博士の主張と同様に、直接損害の場合は株主の受けた損害も一般第三者の受けた損害と異ならないが、会社が取締役から損害賠償を受けるならばこれにより株主の損害も塡補されるという点を中心的根拠として、また、（会社が株主に賠償することによって取締役の会社に対する責任がその部分消滅すると解される場合には）取締役の会社に対する責任の免除には原則として総株主の同意を必要とし（商法二六六条五項）、かつその責任の追及には株主の代表訴訟が認められているから会社のほかに株主に独立の損害賠償請求権を認める必要がなく、これを認める時は会社・株主の双方から責任追及がなされた時は収集しがたい法律関係の紛糾を生ずることになることを主張する（同旨・龍田・前掲書三二二頁。石井・会社法上三五二頁は、株主に個別的救済を必要とする場合にのみ適用されるとする。鈴木・新版会社法（全訂第三版）一九八頁は、株主も第三者に含まれるが、株主の代表訴訟との関係から本条による救済は株主が直接損害を受けた場合に限るとする。）。これに対しては、二六六条ノ三第一項の法文になんらの制限なく株主にもこの救済を与え保護を厚くするのが、取締役の権限増大に伴う責任強化という同条の立法趣旨に適合することであるとし、会社財産の持分減少という形で株主が損害を受けた場合にも、取締役の背任または横領等の悪質の不正行為について会社財産を著しく減少せしめ、

また皆無とした時は、株主から直接責任を追及できるとすべきである旨の批判がある（田中(誠)・三全訂会社法詳論上六八三頁以下）。また、代表訴訟が訴訟提起の資格や担保提供の困難と共に、面倒な手続としてまれにしか行われず、株主の救済方法として十分ではないことの主張されている（田中(誠)・前掲書六八四頁。竹内昭夫・「取締役の責任と代表訴訟」法学教室九九号一〇頁）。

四　株主の利益配当請求権は、自益権であり、株主の多数をもって奪うことの出来ない固有権であると説明されるがけれども、他方、株主総会によって決議されることによってはじめて配当金請求権として顕在化する利益であって、少なくともその株主総会決議の行われる前の状態において、認めることはできない（商法二八三条一項）。また、会社財産の状態と無関係に決定される事がらではないから（商法二九〇条）、これを株主の直接損害と捕らえることはできないと考える。本件判決も、代表訴訟との関連性に言及するなど、株主の損害を間接損害と見ているように思われる。ではさらに、当該株主の損害は間接損害となりうるか、間接損害とは、会社が損害を被った結果株主が被る損害と考えられているが、ここで会社の支配権を有する株主の判断に配当の有無の判断を握られている少数派株主に、配当金を要求する権利はあるとは言えないのではなかろうか。したがって、無配すなわち損害とは言うことができないが、それに対して本件のように非常に長期間にわたり株主を無視した利益配当がなされてきたことは、少数派株主の権利侵害としての要素が顕著であるから、その意味でこの事例においては会社財産の減少によって株主の持分が減少し、株主に損害が生じていると認められる。

そこで、商法二六六条ノ三にいう第三者であるが、たしかに言語的には、第三者とは会社以外のものを指し、株主はその人格の別なることをもって第三者に当たるが、当該規定の趣旨により株主が救済を受けられる範囲を限定することはもとより可能であると考える。すなわち、ここに第三者とあるのは株主が会社の損害を前提として株主としての資格に基づいて損害を被った場合の株主を含まず、例えば、株式申込証の虚偽記載に信頼して株式を引き受けた株主の損害のような、会社の損害とは無関係に生じた損害についてのみその賠償に応じる趣旨であると解することができる。なぜならば、間接損害の場合、その訴訟を提起した株主が会社から賠償を受けてしまうときには、一人抜け駆けを生じ、会社財産がその分だけ減少する結果を生じ、他の株主との関係で不均衡であるし、その点で、多数説を取ると認められるであろうように会社の取締役に対する損害賠償請求権を消滅させる結果（本判決では、会社・取締役の損害賠償請求権は不真正連帯債務の関係に立つとしている）と商法二六六条五項が相いれないことになることも問題である（河本・「商法二六六条ノ三第一項の『第三者』と株主」服部先生古稀記念論集二六一頁。）。また、会社がその責任を追及しない場合には、

株主は代表訴訟によってしか目的を達成できないことになるが、代表訴訟制度の不備についての問題点も存する。しかし、その改善については各々それに取り組む問題なのであって（平成五年改正は、株主代表訴訟を実際上機能させるために、株主代表訴訟の目的価額を九五万円とみなし、その結果訴訟提起の手数料は一律八二〇〇円とし、また、代表訴訟に勝訴した株主は会社に勝訴のために支出した費用を請求できるように改めた。商法二六七条四項、二六八条ノ二第一項）、例えそれが不備であるとしても、不備故に異なる制度によってこれを代替せしめようという態度は、問題のすり替えである。

また、判決は、かかる事案の解決のため代表訴訟が一般論として有効あることは否定できないとしながらも、A会社の沿革及び実体並びに被告の行為を考慮すると、右代表訴訟によって商法二六六条ノ三第一項に基づく本件訴訟と同様の結果を期待できるとは言いがたいとしており、これに対しては、当該規定のこのような場合に限定する趣旨かどうかは明確ではないが、そうであるとするならば折衷説とも言うべき新しい見解を示したものといえる旨の指摘も見られる（佐賀・（本件評釈）後掲二三一頁）。確かに株主の間接損害の賠償を否定すればこのような結果は生ずるものと考えられようが、そうであるからといって適正賃料に相当する金額が株主の損害として認められたのは、会社に社内留保をまったく認めない不当で行き過ぎの結論であるとの批判ができるであろう。また、商法二六六条ノ三による株主の救済を認めない立場に立つと、現実にこのような状態に陥った株主には、株式を譲渡して投下資本の回収を図る道しかないであろうが、本件のような譲渡制限をしていない、しかし事実上市場性のまったくない株式会社の場合、これも不可能であろう。この点については、閉鎖会社の株主の株式買取請求権を法定するなどの救済方法を立法する等によって改善を図る一方、本件においても株主代表訴訟がまず行われ、それによって会社が適正な状態に立ち返ってからも、なお配当をゼロとし留保金が多額に上る等政策の著しい不当性が継続する場合には、株主の固有権たる抽象的利益配当請求権の侵害を争うことによって、株主を保護することもできるように思われる。

なお、本判決については、評釈として、佐賀義史・判例タイムズ七〇六号二三〇頁、高橋英治・法学五四巻四号二〇五頁、吉本健一・商事法務一二五六号二五頁がある。

鈴木千佳子